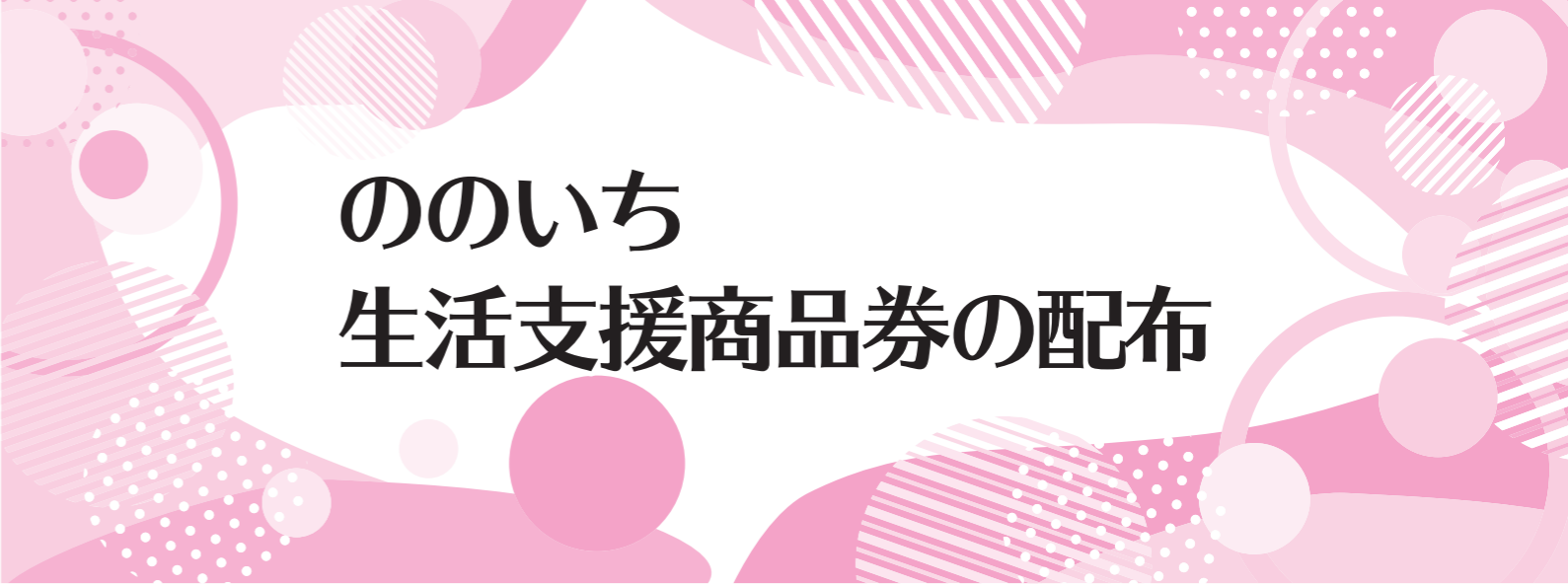


よくある問い合わせ

Q. 商品券が届きません。	A. 6月上旬から約3週間かけて順次発送を行います。7月になっても商品券が届かない場合はコールセンターに問い合わせてください。
Q. 3人家族ですが、封筒が1通しか届きません。	A. 世帯主宛ての封筒の中に世帯全員分の商品券を封入しています。3人家族の場合、10,000円分の商品券が3枚封入されています。
Q. 郵便局の保管期間中に受け取ることができなかった場合は、どうしたらよいですか？	A. ののいち生活支援商品券コールセンターへ配達を依頼するか、同コールセンターに本人確認書類を持参してください（同一世帯の人に限り）。
Q. 家族の人数分の商品券が入っていません。	A. 5月2日以降に生まれた子や転入した家族は配布の対象外になります。また世帯を分離している場合は別々の封筒が届きます。
Q. 令和8年5月1日以降に亡くなった人の分の商品券は使えますか？	A. 同一世帯の家族などが使用できます。
Q. 釣り銭は出ますか？	A. 釣り銭は出ません。
Q. 再発行できますか？	A. 紛失や盗難による再発行はできません。
Q. 5月2日以降に住所変更した場合、商品券は新しい住所に届きますか？	A. 5月2日以降に転居または市外に転出した場合は、5月1日時点の住所地に発送しますので、郵便局へ転居届を提出してください。また西部中央土地区画整理事業施行区域内については、旧住所が記載されます。
Q. 商品券が使用できないものがありますか？	A. ・たばこ（加熱式たばこを含む） ・商品券、プリペイドカード ・金融商品 ・保険商品 ・税金、公共料金 ・風俗営業などに係るもの ・その他公序良俗に反するものまたは本事業の目的にそぐわないもの
Q. 誰かに譲ってもいいですか？	A. 同一の世帯間や家族間であれば問題ありません。なお商品券の転売は禁止です。



ののいち生活支援商品券の配布

物価高騰の影響を受ける市民の生活を支援するとともに、市内経済の活性化を図るため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、市内店舗などで使用できる「ののいち生活支援商品券」の配布を行います。

交付対象者

令和8年5月1日時点で野々市の住民基本台帳に登録がある人

	発生日	交付
出生	5月1日以前	○
	5月2日以降	×
死亡	4月30日以前	×
	5月1日以降	○
転入	5月1日以前	○
	5月2日以降	×
転出	5月1日以前	×
	5月2日以降	○

使用方法

A4サイズの用紙1枚に1,000円券が10枚印刷されています。ミシン目に沿って切り離して使用してください。会計の際に「ののいち生活支援商品券」で支払うことを伝えて使用してください。

交付額

1人当たり10,000円分(1,000円×10枚)

配布方法

世帯人数分の商品券を世帯主宛てに、ゆうパック（対面受け取り）で発送します。

商品券取扱店

市内の店舗などで使用できます。対象店舗は商品券に同封されているチラシまたは市ホームページで確認してください。通販サイトなどでは使用できません。

配布時期

6月上旬から順次発送

有効期限

商品券が到着した日から10月31日(土)まで

問い合わせ

ののいち生活支援商品券コールセンター
場所 市役所1階インフォメーション前
☎ 227-6100 (平日 8:30 ~ 17:15)
※ 6月1日(月)から受け付け開始

詳細は市ホームページ▼



野々市の勇士・富樫家通が商品券に登場!

